

個人情報保護制度説明会

～改正個人情報保護法を踏まえた事業者における対策～

個人情報保護法が改正されて、私たち中小規模の事業者にもいろいろな義務が課せられるようになるって聞いたけど、何をしなければいけないの？



平成 27 年 9 月、改正個人情報保護法が公布され、2 年以内に全面施行されることとなりました。

新たに要配慮個人情報や匿名加工情報の規定が設けられるなど様々な改正が行われるとともに、これまで個人情報保護法が定める義務規定の対象外であった、事業活動に利用する個人情報の件数が 5,000 人分以下の事業者も義務規定の対象になることとなりました。

事業者においては、新たな制度に適切に対応するための準備を進める必要がありますが、中小規模の事業者では、大規模事業者に比べ、十分な対策が取れていない状況が見受けられます。

こうした状況を踏まえ、主に中小企業、中小規模の非営利団体、個人事業者等を対象に、改正後の個人情報保護制度について正しく理解し、適切な対応を取っていただけるよう、説明会を開催いたします。

開催日時・会場

平成 28 年 9 月 26 日（月曜日）13 時 30 分から 16 時 00 分まで

東京都庁第一本庁舎 5 階 大会議場（新宿区西新宿 2-8-1）

J R 新宿駅西口から徒歩約 10 分（裏面案内図参照）

対象者・募集人数

事業者（中小企業、中小規模の非営利団体、個人事業者等） 500 人

内容・講師

「個人情報保護法の改正ポイントと事業者における対策」（仮題）

講師 弁護士 森 亮二 氏（弁護士法人英知法律事務所）

申込方法

【電子申請】

説明会のホームページ（下記 URL）から電子申請のページを開き、お申込みください。

⇒<http://www.kojinjoho.metro.tokyo.jp/setumeikai/jigyousya.htm>

また、スマートフォン・携帯電話をお持ちの方は、裏面 QR コードからも電子申請のページに進むことができます。

【F A X】

裏面の「参加申込書」に必要事項をご記入いただき、下記 F A X 番号へご送信ください。

参加票等の発行はいたしません。当日は、直接会場にお越しください。

お申込み多数等でご参加をお断りする場合は、ご連絡をいたします。

なお、希望者が多い場合、1 事業者当たりの人数を調整させていただく場合があります。

【問い合わせ先】

東京都生活文化局 広報広聴部 情報公開課 日置・中村

電話 03-5388-3135（平日9時～17時） F A X 03-5388-1338

